

議案第 85 号

小金井市有料自転車駐車場条例の一部を改正する条例

小金井市有料自転車駐車場条例の一部を別紙のように改正する。

平成 24 年 11 月 29 日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

武蔵小金井北第 3 自転車駐車場用地の借用期間の満了に伴い、当該自転車駐車場を廃止する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市有料自転車駐車場条例の一部を改正する条例

小金井市有料自転車駐車場条例（昭和58年条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

武蔵小金井北第2自転車駐車場	小金井市本町二丁目7番
武蔵小金井北第3自転車駐車場	小金井市本町五丁目9番

」

を

「

武蔵小金井北第2自転車駐車場	小金井市本町二丁目7番
----------------	-------------

」

に改める。

別表第2中

「

武蔵小金井北第2	一時使用	100	150
武蔵小金井北第3	定期使用	1,900	1,500

」

を

「

武蔵小金井北第2	一時使用	100	150
----------	------	-----	-----

」

に改める。

付 則

この条例は、平成25年2月1日から施行する。

小金井市有料自転車駐車場条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例				現行条例				備考	
別表第 1 (第 2 条関係)				別表第 1 (第 2 条関係)				自転車 駐車場の 廃止	
名称		位置		名称		位置			
省略				省略					
武蔵小金井北第 2 自転車駐車場		小金井市本町二丁目 7 番		武蔵小金井北第 2 自転車駐車場		小金井市本町二丁目 7 番			
武蔵小金井北第 3 自転車駐車場		小金井市本町五丁目 9 番		武蔵小金井北第 3 自転車駐車場		小金井市本町五丁目 9 番			
省略				省略					
別表第 2 (第 6 条関係)				別表第 2 (第 6 条関係)					
(単位：円)				(単位：円)					
自転車駐車場	使用区分	使用料				自転車	原動機付自転車		
		自転車		原動機付自転車					一般
		一般	学生等	一般	学生等			一般	学生等
省略				省略					
武蔵小金井北第 2	一時使用	100		150		100		150	
武蔵小金井北第 3	定期使用	1,900		1,500		/		/	
省略				省略					
備考 省略				備考 省略					
付 則				付 則					
この条例は、平成 2 5 年 2 月 1 日から施行する。				この条例は、平成 2 5 年 2 月 1 日から施行する。					

廃止自転車駐車場の位置

